

# 令和4年度のヒアリ対策の実施状況

- 令和4年3月開催の関係省庁会議でとりまとめた「令和4年度のヒアリ対策」を踏まえ、**関係省庁とともに水際対策を強化し、定着を阻止**

## 1. 港湾における水際対策

- 実地調査 **予定通り実施**(14港湾ではヒアリの活動期間を通して月1回調査を実施。51港湾で年2回調査を実施※)

・調査対象：中国をはじめとするヒアリ生息国との間に定期コンテナ航路を持つ全国65港湾

← **港湾調査の結果、東京港、福山港でヒアリを発見して防除。**

- 広域モニタリング調査 **予定通り実施**(東京港、名古屋港、大阪港周辺(\*)で調査を実施)

← **ヒアリの発見がなかったことから、東京港、名古屋港で調査を終了。**

\*大規模営巣地が発見された3港で実施

## 2. 空港における水際対策

- 実地調査 **予定通り実施** (3空港では月1回調査を実施。9空港については年2回調査を実施)

・調査対象：国際線の就航している12空港

- 空港周辺部における侵入状況調査 **予定通り実施**

・上位3空港(成田、関空、羽田)の周辺部(空港敷地外)において、ヒアリの侵入状況を実地調査。

← **いずれもヒアリの発見はない**

➡ 令和4年度は**8事例**(約100匹～7万匹以上)を確認し、適切に防除

- **外来生物法を令和4年5月に改正し、ヒアリ類を令和5年4月から要緊急対処特定外来生物に指定。**

- ヒアリの確認数は昨年度から半減したが、引き続き中国からのコンテナ・貨物において確認
  - 輸出国側の対策や気候などが影響した可能性もあり。今後も、日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）などの場を活用した継続的な関係国への働きかけが必要※
  - ※G7気候・エネルギー・環境大臣会合で侵略的外来種対策の強化の必要性が確認され、令和5年内に「侵略的外来種に関するG7ワークショップ」を開催予定
- これまでにない7万匹以上の大規模な集団をコンテナ内において確認
  - 多数の関係事業者と連携した早期発見、早期防除が重要
- コンテナヤードの地面での確認が例年同様頻度が高い  
コンテナでの侵入＋コンテナヤードでの生息が短期間に頻繁に起きていると考えられる。
  - ヤード管理が重要

## 基本方針

令和元年10月21日ヒアリ関係閣僚会議申合せ事項及び令和元年度に実施された緊急対応を踏まえ、引き続き複数の女王アリを含む大規模な集団への対応および全国における水際対策を徹底し、さらに改正外来生物法による規制の強化及び関連指針や基準等の適切な運用を通じ、政府一丸となってヒアリの国内定着を防ぐ。

## 対策内容

- 関係省庁、自治体、事業者と連携して、令和4年度に強化した体制で調査、防除等の水際対策を徹底。
  - ・14港湾に福山港を加えた15港湾においてヒアリの活動期間を通して月1回調査を実施。50港湾で年2回調査を実施。
  - ・令和3年度に大規模な集団が確認された大阪港、令和4年度にコンテナ内で大規模な集団が確認された福山港において、広域モニタリングを年2回実施。
- 改正外来生物法を受けて、  
対処指針（4月25日公布）により関係事業者と早期発見や拡散防止に取り組む連携体制を強化  
消毒基準（5月公布予定）により発見された際に速やかに消毒を実施

## 港湾・空港事業者、輸入事業者、物流事業者、通関業者などの関係事業者と連携して、現場における水際対策を更に改善・徹底

- 対処指針に基づくヒアリ類発見時の初動対応などの周知徹底 **【新規】**
  - ・ 対処指針に基づくヒアリ類発見時の連絡体制の整備やとるべき拡散防止措置などについて、関係行政機関と協力して関係事業者への周知を徹底。
  - ・ 加えて、関係行政機関・事業者を構成員として各港湾ごとに設置されている「水際・防災対策連絡会議」などを活用して、各地方において関係者に詳細な説明を実施。
- ヒアリ講習会の内容・参加機会の充実 **【拡充】**
  - ・ 従来、ヒアリ類の基礎知識の説明を中心に実施していた自治体・事業者向けの講習会について、新たに対処指針に基づいてとるべき措置に焦点を当てて講習内容を拡充。
  - ・ 全国7都市での対面開催に加えて、新たにオンライン開催をも併用して関係事業者の参加機会を充実。
- ヒアリ対策強化のための地方環境事務所の定員拡充 **【拡充】**
  - ・ ヒアリを始めとする外来生物対策を専門に担当する職員を各地方環境事務所に新たに配置。
  - ・ これによって、自治体や関係事業者との連携を強化するとともに、法改正によって新たに導入される物品の移動制限・禁止命令などを適切に実施できるよう体制を強化。

# 外来生物法改正（令和4年5月18日公布）のねらい・ポイント

## 1. ヒアリ対策の強化

輸入された物品等に付着して**ヒアリ**が国内に侵入する事例が**近年増加**

「**定着しそうなギリギリの段階**」であり、**対策の強化が急務**



特定外来生物全般に対する**規制権限**（立入権限や輸入品等の検査対象）を**拡充**

発見し次第、緊急の対処が必要なものについては「**要緊急対処特定外来生物**」(\*)として政令で指定し、**より強い規制権限**（通関後の検査や移動の禁止等）**がかかる枠組みを創設**

※国内に侵入・拡散すると著しい被害を及ぼす**ヒアリ類**を指定

## 2. アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備

広く飼育(\*)されており、現行法の規制を適用すると、かえって生態系等への被害が拡大するおそれ

当分の間、種ごとに政令で定める**一部の規制（輸入、販売、放出等）のみを適用**することを可能に



規制対象外として検討している例  
・個人の販売目的でない飼育  
・個人間の無償譲渡 等

※アメリカザリガニ：約65万世帯/約540万匹、アカミミガメ：約110万世帯/約160万匹が飼育されていると推計

## 3. 各主体による防除の円滑化

地方公共団体においても外来生物の防除のノウハウが蓄積されてきている一方で、現行法上は国のみが主な防除主体とされている。

国、都道府県、市町村（特別区を含む。）、事業者及び国民に関する責務規定を創設

都道府県による迅速な防除を可能とするため、現行法では必要とされている**国への確認手続を不要**に

<施行期日> 1. のうち規制権限の拡充：令和4年7月1日施行済み。その他の規定：令和5年4月1日施行済み。

# 4.改正によるヒアリ対策の強化（令和5年4月1日施行）

## 「要緊急対処特定外来生物」の категорияの新設

【第2条関係】第2条第3項

「特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるもの」を「**要緊急対処特定外来生物**」として政令で定める。

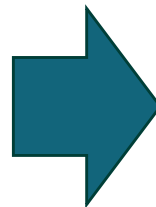
## 「要緊急対処特定外来生物」に対する権限の創設

【第2条関係】第24条の2第2項、第4章の3

- ◆ **通関後の検査等** 主務大臣は、要緊急対処特定外来生物が付着等している蓋然性が高い物品等、土地又は施設については、**通関後も含め**その職員に土地又は施設(※)に立ち入ることができるとともに、付着又は混入している物品等、土地又は施設を検査等することや、消毒又は廃棄すべきことを命ずることができる。
- ◆ **移動の制限・禁止** 主務大臣は、**要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が付着等**しているときは、物品等又は施設の移動を制限、禁止することを命ずることができる。 ※施設：車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む
- ◆ **対処指針の策定** 主務大臣及び国土交通大臣は、要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための**事業者が取るべき措置に関する指針（対処指針）を定め**、指針に定める事項に関する報告徴収、助言、指導、勧告、命令することができる。

### 改正前

- **通関後の物品等**に対して、**検査、消毒廃棄命令等**ができない
- 専門家による特定外来生物の**特定（同定）作業中**は、**任意の移動停止の協力依頼のみのため限界あり**
- **事業者との連携**にかかる**根拠規定がない**



### 改正後

- **通関後の物品、施設や土地**に要緊急対処特定外来生物がいるおそれがあるときに**検査、消毒廃棄命令等が可能**
- ヒアか否か**専門家**が**特定（同定）作業中**も物品等の**移動停止をさせることが可能**
- 国が**対処指針**を定めることを**法定化**し、**事業者との連携を強化**

# ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）に係る対処指針

○改正外来生物法に基づき環境大臣・国土交通大臣が、要緊急対処特定外来生物（ヒアリ類）が発見された際に事業者がとるべき措置に関する指針(対処指針)を令和5年4月25日に公布

<対処指針において想定される取組内容について>

## 対象となる事業者

- ヒアリ類が付着・混入するおそれがある物品の輸入、輸送、保管を行う事業者。（輸入された物品を扱う港・飛行場関係者、運送過程での物流関係者、荷主等。）

## 概ね各業種に共通して想定される内容

- ヒアリ類**発見・通報のための体制構築**◎  
（担当者のヒアリ研修動画の視聴、発見時の担当者への迅速な連絡体制の確立、通報先の社内共有など）
- 疑いアリ発見時の**拡散防止措置**○
- **ヒアリ類同定後の拡散防止措置**◎
  - 貨物から漏れないよう目張りする、殺虫剤を噴霧する等
- ヒアリ類発見後の**モニタリング**（敷地内の倉庫や土地などで発見された場合）◎
  - 特別な資材ではなく、お菓子（かつ○えびせんや、ポテト○ップス等）を置く方法を想定
- ヒアリ類に係る**検査や消毒が円滑に進むように協力**◎
- 本指針に沿った取組事項について公表☆

## 業種に応じて想定される内容

- 港湾管理者・ふ頭株式会社、空港管理者等  
● ヒアリ類の**営巣防止策の実施**○  
（必要に応じた生息調査、舗装の修繕、定期的な雑草・土砂の除去など）
- 港運事業者、船会社、コンテナリース会社等  
● **空コンテナ返却時に、ヒアリ類付着確認**○
- 倉庫事業者等  
● **コンテナ開封時、空コンテナ確認時にヒアリ類付着確認**○
- 港湾運送・物流事業者  
● コンテナ、貨物をトラックに搭載する際、**ヒアリ類付着確認**○
- **空コンテナ回収時にヒアリ類付着確認**○
- フォワーダー  
● **ヒアリ類対策を適切に実施している事業者による流通体制**となるように調整等☆
- 荷主、荷受人等（事業者）  
● **疑いアリ発見時の開封等の対処への協力**◎
- **貨物受け取り時、空コンテナ返却時のヒアリ類付着確認**○
- 物品の**発送の段階で、ヒアリ類が侵入しないような対策の実施**を依頼☆

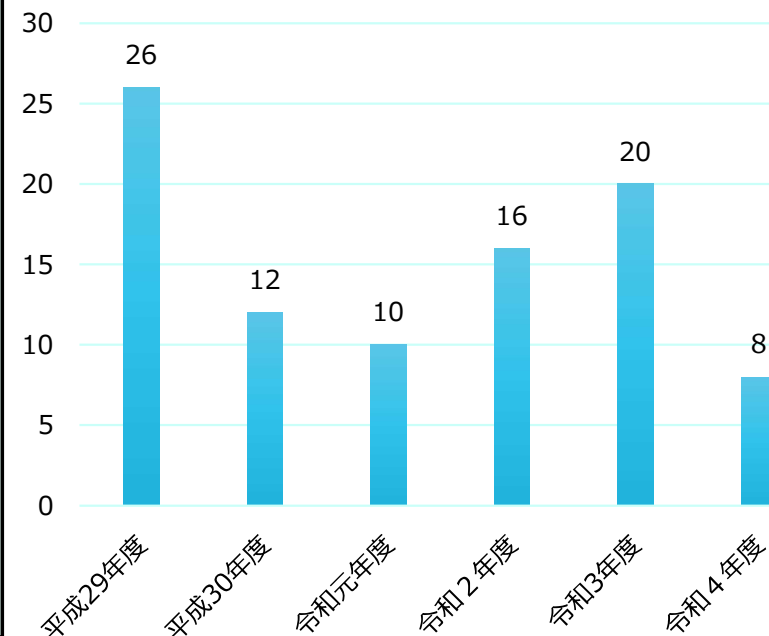
※勧告、命令の対象となる事項は「◎：すること」と記載し、勧告、命令の対象とならない事項（努力的な取組事項）については「○：望ましい」先進的な事例は「☆：有効である」と記載することで指針本文においてわかるように明記。

# 令和4年度のヒアリ確認事例について

- 平成29年6月に国内で初確認されて以降、これまで92事例が確認されており、令和4年度は**8事例**を確認
- 確認された地点では速やかに防除を実施
- 令和4年10月に福山港で陸揚げされたコンテナ内で**7万匹以上**(※)の大規模な集団を確認し、防除と緊急的に周辺調査等を実施。

※当該事例前の最大数は約2,000匹

## ヒアリの確認件数



## <令和4年度の確認事例>

番号	確認地点	公表日	確認状況	個体数	女王等の有無	出港地
85	東京都江東区（東京港青海ふ頭）	5/30	コンテナヤード地面	約500	—	—
86	愛知県弥富市（名古屋港鍋田ふ頭）	6/28	コンテナヤード地面	100以上	—	—
87	佐賀県三養基郡みやき町	7/8	事業者敷地内：コンテナ内	約100	—	中国・南紗港
88	東京都江東区（東京港青海ふ頭）	7/14	コンテナヤード地面	約300	有翅女王1	—
89	東京都品川区（東京港大井ふ頭）	7/26	コンテナヤード地面	約500	—	—
90	千葉県千葉市	7/28	事業者敷地内：コンテナ内	110	—	中国・蛇口港
91	広島県福山市（福山港国際コンテナターミナル）	10/19	コンテナヤード地面	数百	—	—
92	岡山県井原市	11/2	事業者敷地内：コンテナ内	70000以上	少なくとも女王20, 雄742、蛹	中国・香港港 (ベトナム・ホーチミン港 出発)



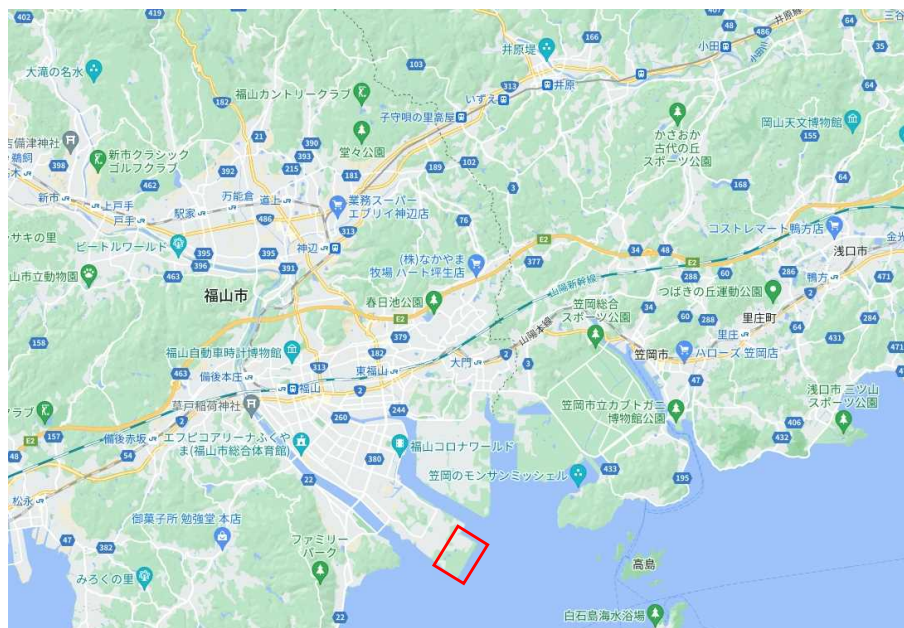
# 福山港で陸揚げされたコンテナへの対策状況

◆ 広島県福山港で陸揚げされたコンテナ内で大規模集団を確認

確認日：令和4年10月25日（火）

確認状況：

- ・ 有識者、中四国事務所、防除事業者による現地調査
- ・ 働きアリ70,000匹以上、無翅女王アリ20匹、雄アリ742匹を確認
- ・ コンテナから逸出したと推測される数百匹を福山港コンテナヤードで確認し、防除を実施



広島県福山港

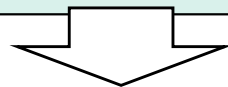


当該コンテナの熏蒸作業

# 福山港で陸揚げされたコンテナへの対策状況

## 防除等実施結果の概況

- ・コンテナ自体のくん蒸等は完了。
  - ・周辺の緊急的なモニタリングは昨年11月に完了。現時点では拡散は検出されず。
  - ・福山港の国際コンテナターミナルで確認された集団の防除については1月までに完了。
  - ・該当箇所の路面の補修工事についても実施済。
- ただし、
- ・これまでにコンテナ等から**有翅女王アリが飛翔した可能性**は否定できない。



## 定着防止のため今後必要な対策

- ①福山港国際コンテナターミナル：
  - ・冬期間まで残存確認が続いたことから、4月にモニタリング調査を再開
- ②福山港国際コンテナターミナル及び周辺：
  - ・拡散した可能性を考慮し、少なくとも今年・来年に、緑地等の高リスクエリアを中心とした**広域モニタリング調査を実施**(年2回)
- ③その他：
  - ・関係各者による監視強化、注意喚起